

サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

エイツーヘルスケア株式会社（以下、当社）は、自社の事業活動におけるサプライチェーン全体で、人権・労働・環境・公正な取引など、持続可能性に関する様々な側面を考慮するため、「エイツーヘルスケアグループ企業行動憲章」および「A2 サステナビリティ基本方針」に基づき、ここに「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定めます。

当社は、この指針に基づき、サプライヤーに対して当社の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、働きかけていくことで、企業活動における責任ある行動を推進してまいります。

また、伊藤忠グループの一員として、伊藤忠商事「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を遵守してまいります。

1. 従業員の人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・体罰を含む虐待等の非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に強制労働・児童労働を行わせない。また、最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。
3. 従業員の雇用において、性別、人種、国籍、宗教等による差別を行わない。
4. 法定最低賃金を遵守し、生活賃金以上の支払いに努める。不当な賃金の減額を行わない。
5. 労働条件・労働環境等に関する労使間の円滑な協議を図るため、従業員の団結権および団体交渉権を尊重する。
6. 法定限度を遵守するとともに、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。
7. 従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
8. 地球環境を保全し、環境問題への影響に配慮するため、エネルギー・水・その他資源の使用量、および温室効果ガス・廃棄物の排出量の削減に努める。
9. 提供するサービスの適正な品質を確保するとともに、情報の適切な管理等を通じて情報セキュリティの確保に努める。
10. 内外の関係法令および国際的なルールを遵守し、利益相反・反競争的慣行の防止を含めた公正な取引および強要・贈収賄などのあらゆる腐敗防止を徹底する。
11. 上記の各項目に関する情報を含め、サステナビリティに関する情報開示を適切に行うとともに、各種ステークホルダーとのコミュニケーションを推進する。

代表取締役社長

神谷 均

2025 年 10 月 1 日制定